令和3年12月10日 議会全員協議会資料 企画財政課 財政係 町民課 こども係

## 役場跡地の賃貸借について

## 1. 事業内容

公益財団法人 日本財団 「子どもの第三の居場所」事業

- ① 実施団体
  - 一般財団法人 御代田の根
- ② コミュニティモデル事業

地域の子供が気軽に立ち寄れる居場所を週3日以上開所し、地域の人々と交流を通じて人と関わる力や自己肯定感を育むとともに、課題を抱える子供の早期発見や見守りを行う。

③ 内 容

モバイルハウスを設置して、子供が通える場所をつくり、環境教育、薪割り、炭焼き、道具作りなどの環境体験プログラムの提供や自然体験活動を行う。

- ④ 対 象
  - 子ども (未就学児~高校生)を中心に、地域住民や保護者
- ⑤ 助成金額

51,790,000 円

## 2. 賃貸借する理由

現在、御代田町における小学生の放課後対策は、国による放課後子どもプラン・児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業としての放課後児童クラブを実施しています。また、これらとは別に町内外では各種スポーツ少年団、民間における「塾」「クラブ」「サークル」などが受け皿になっています。

放課後児童健全育成事業での放課後児童クラブは、「大林児童館」「東原児童館」で行われ、両館合せて 458 名が登録し、常時 220 人前後の児童が利用しています。

御代田町に於いて、放課後児童クラブの待機児童は現在ゼロとなっていますが、登録児童が多く児童クラブを利用する時間帯に、自由来館による一般児童の利用は難しい状況にあります。

「一般財団法人御代田の根」の提案は、一般児童の放課後の過ごし方が家以外の居場所を必要とする子どもの受け皿としています。また、日本財団が提唱する子どもの第三の居場所の主目的である困窮対策のうち、課題を抱える子どもの早期発見や見守りにつ

ながると考えています。

以上の理由から、町の中心で、今後宅地開発が想定される町誘致において事業展開されることが、町の児童福祉に大きく貢献することが期待されることから、町有地を随意 契約による賃貸とすることにしました。

## 3. 契約の内容

- ① 契約の相手方
  - 一般社団法人 御代田の根 代表理事 渡辺 淳子
- ② 物件 大字馬瀬口 1851 番地 1758.88 ㎡
- ③ 貸付料

当該地の路線価である1 m あたり 15,260 円を用いて、「御代田町行政財産の目的外使用に関する条例」に定める年額使用料算出方法にて算出しました。

15,260 円 × 0.06 ≒ 915 円

915 円 × 1758.88 m² ≒ 1,609,375 円 (年額)

ただし、1年間に満たない歳は、月割り計算とします。

④ 貸付期間

令和3年12月1日から令和7年3月31日まで

テキスト起こし 御代田のガーシーch